

池田町上下水道事業水道料金システム更新業務に係る
公募型プロポーザル手続実施について

池田町上下水道事業水道料金システム更新業務に係る公募型プロポーザル手続きを以下のとおり実施します。

令和 8 年 8 月 21 日

池田町長 矢口 稔

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 池田町上下水道事業水道料金システム更新業務
- (2) 納 入 場 所 池田町 建設水道課 水道係
- (3) 業 務 内 容 水道料金システムの構築及び構築のために必要な導入支援作業
- (4) 詳 細 仕 様
ア「池田町上下水道事業水道料金システム更新仕様書」に基づく。
イ「様式 2 水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表」の機能を基本的に備えていること。
- (5) 履 行 期 限 令和 9 年 3 月 31 日
ただし、システム構築及び導入の工程に対して履行期間が明らかに不足する場合は、協議の上履行期限の延期を行うものとする。
- (6) 見積上限額 22,880,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、上記金額に保守業務委託料は含めないが、5 年分の使用料・保守料についても評価の対象とするため、参考として添付すること。

2 提案依頼内容及び実施要領

提案依頼内容は別紙実施要領のとおりとする。

3 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当する者であって、池田町長が指定する日時までに、別紙実施要領で指定する参加申込書等を提出し、池田町長による参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和 7・8・9 年度池田町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 公告日から企画提案書の提出期限日までの間に、池田町から競争入札参加資格者について指名停止の措置を受けていないこと。（参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、参加資格は取り消すものとする。）
- (6) 保守面での品質・対応のリードタイムを担保するため、自社開発・自社所有のシステムによる提案を行うこと。
- (7) 全国の 1 万人以上の水道事業又は下水道事業への納入実績が 40 件以上、かつ長野県内の水道事業又は下水道事業への納入実績が 2 件以上あること。
- (8) プライバシーマーク又は I S O 9001 を取得していること。

4 参加手続等

(1) 担当課

池田町 総務課 財政係
〒399-8696
長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6
電話 0261-62-3131 F A X 0261-62-9404
Mail zaisei@town.ikeda.nagano.jp

(2) 関係資料の交付方法

資料は池田町公式ホームページ内の【入札・契約情報】からダウンロードすること。

(3) 参加申込書の提出

ア 作成方法

別紙実施要領によること。

イ 提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 受付期間

公告の日から令和 8 年 9 月 11 日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

エ 提出方法

1 部を持参により提出すること。

オ その他

要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(4) 質問書の提出

ア 作成及び提出方法

別紙実施要領によること。

イ 提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 質問の受付期間

公告の日から令和8年8月31日(月)まで

(土曜日、日曜日、祝日は、除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

エ 回答方法

令和8年9月4日(金)までに当町ホームページにおいて随時回答を公開する。

(5) 提案書の提出

ア 作成及び提出方法

別紙実施要領によること。

イ 提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 受付期間

町からの参加資格審査結果通知により合格を通知された日から令和8年9月14日

(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

エ その他

- ① ウの提出期間内に提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- ② 要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

5 プロポーザルの審査

(1) 審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「池田町上下水道事業水道料金システム更新業務選定委員会」の審査により受注候補者を特定する。なお、応募が1者の場合でも実施する。

(2) 結果の通知

電子メールにて速やかに通知するとともに、池田町ホームページにおいて公表する。

6 審査基準

「池田町上下水道事業水道料金システムプロポーザル評価基準」による。

7 その他

- (1) 詳細は別紙実施要領及び更新仕様書・詳細仕様書によるものとする。
- (2) 提出期限後の変更は認めない。
- (3) 本プロポーザルに係る経費については応募者側の負担とする。